

令和 8 年 6 月 2 6 日

令和 8 年第 2 回美浦村議会定例会追加議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

発委第1号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書

発委第 1 号

ひきこもり基本法の制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 26 日提出

厚生文教委員長 塚 本 光 司

ひきこもり基本法の制定を求める意見書（案）

内閣府が２０２３年３月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、１５歳から６４歳までの年齢層の約２％、１４６万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また、KHJ 全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち４０代と５０代が全体の４割を占めているほか、ひきこもり期間が１０年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、８０代の親が５０代の子を支える、いわゆる「８０５０問題」をはじめ大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、２０１０年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が４０歳未満という若者世代に限られており、また２０１５年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。

また国においては、ひきこもり支援の核として、２０２２年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっている。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にあるすべての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。

下記にその要望の基本を提示する。

記

- １．ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた支援伴走型で行う支援体制を整えること。
- ２．「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること。
- ３．当面、厚生省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め取り組めるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和8年6月26日

茨城県美浦村議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、財務大臣